

政策カルテ

1. 政策の位置づけと目標

		主管課	環境政策課
政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	取組の基本方向	「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」ため、市民の環境を守る意識を高め、行動につなげるための「環境保全行動の推進」、温室効果ガスの排出を抑制するための「地球温暖化対策の推進」、限りある資源の有効活用を図るための「ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3R運動の推進）」、廃棄物処理における環境負荷を最小限に抑えるための「廃棄物の適正処理の推進」、公害などの快適な生活を阻害する要因を未然に取り除くための「良好な生活環境の確保」に、重点的に取り組みます。
政策名	1 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策目標	市民、事業者、行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。

2. 政策を取り巻く環境と進捗状況

① 政策を取り巻く環境	国・県等の動向	<ul style="list-style-type: none"> 国では、温室効果ガス削減の中長期目標を国際的に表明しており、実現に向けた様々な取組が実施されている。 県では、国の方針に基づき、家庭ごみの有料化を検討している市町村への支援やレジ袋の有料化に取り組んでいる。 廃棄物処理分野での更なる温暖化対策を推進するために循環型社会形成推進交付金制度の改善、強化などが図られている。 国において、微小粒子状物質などに係る環境基準の改正等が行われ、新たな環境監視の対応が求められている。また県においては、悪臭に関して、濃度規制から臭気指数規制への変更を検討している。 	② 構成する施策に関する市民意識調査結果		③ 政策の進捗状況	政策指標(単位)	H19: 基準	H20	H21	H22	H23	H24: 目標	進捗状況 (%)	
	外部意見その他	<ul style="list-style-type: none"> 市議会定例会における一般質問では、環境学習の推進や地球温暖化対策に関する取組を積極的に推進していくよう要望されている。 ごみの発生抑制、減量化、資源化に対する市民の意識は、「もったいない運動」の展開により高まっており、分別の成果や効果について、分かりやすく周知することを求められている。 栃木県環境審議会において、本市における微小粒子状物質に係る測定地点を2地点とする答申がなされた。 				指標① (総合計画に基づく指標)	環境にやさしい社会が形成されてきていると感じている市民の割合	34.8%	35.2%	38.7%	48.8%	47.0%	103.8%	
						指標②								
						指標③								

3. 政策の評価

④ 現状と課題の分析	成果が見られる点	<p>政策全体の成果も上がっており、政策指標については、対前年比の割合が10.1ポイント上昇し、目標を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みやエコ園認定制度」を本格実施した結果、前年のモデル園3園に続き13園を認定するなど、幼児環境学習の推進が図られた。 住宅用太陽光発電システムの設置費補助事業は、利用者が年々増加しており、温室効果ガスの排出量削減に直接寄与するとともに、市民に対し新エネルギーの周知や普及啓発といった効果に繋がったと考えられる。 資源物以外のごみ排出量（1人1日あたり）は、平成22年度に開始した新分別収集などの3Rを推進するための各種事務事業を展開したことにより、目標値を達成している。 不法投棄の更なる削減に向けて、住民主体による不法投棄監視体制を整備した。（整備実績 39地区のうち周辺14地区及び中心4地区） 計画的に環境監視や立入検査を実施し、また、着実に各事業を進めることにより、施策指標について目標を達成している。 	⑤ 今後の取組方針	総論	「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」を構成する各施策については、いずれも進捗状況が70%以上と概ね目標を達成していることから、引き続き国や県と連携を図りつつ、関係法令や第2次環境基本計画（平成22年度策定）などに基づく施策・事業を推進していく。さらに各施策を効果的・効率的に推進し、目標を達成するため、分野横断的な取組を実施することや、市民・事業者の理解と協力を得るための意識啓発に努めるなど、社会情勢の動向にも対応していくことが重要である。
	改善の必要な点	<ul style="list-style-type: none"> 「もったいない運動」については、運動の認知度や実践行動している市民や事業者等の割合をさらに高めていくため、「もったいないの約束」や「もったいないの日」、賛同者登録制度などを効果的に活用しながら、市民会議による市民主体の取組を引き続き支援していくことが必要である。 エネルギーの重要性を実感した震災直後の経験を活かし、新エネルギー・省エネルギー施策をさらに効果的・効率的に実施できるよう、様々な視点からの検討を行い、より実効性のある取組を進める必要がある。 資源物以外のごみ排出量（1人1日あたり）について、焼却ごみの約半分を占める生ごみや「その他の紙」、「プラスチック製容器包装」など、更なる分別の徹底による減量化・資源化施策の実施が必要である。 不法投棄件数が依然として多いことから、監視体制の強化等の対策を市民と協働して推進する必要がある。 光化学オキシダントなどの環境基準が未達成のものがあることから、監視体制や発生源対策などを総合的かつ計画的に進めるとともに、宇都宮市環境協定について、協定締結を維持するため、事業者支援等について検討する必要がある。 		重点施策	<ul style="list-style-type: none"> 「もったいない運動の推進」については、市民会議を支援しながら市民に対して効果的な意識啓発を進める。 家庭部門において更なるCO2削減を図るため、新エネルギー・省エネルギー施策を更に効果的・効率的に実施できるよう検討を行う。 平成22年度から実施している新分別を徹底するため、自治会講習会の開催などの分別強化推進事業を重点的に行うほか、分別による成果や効果についてわかりやすく情報を提供するいわゆる「見える化」による周知を行い、生ごみの減量化・資源化事業もあわせて推進していく。 「第2次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき住民主体による不法投棄監視体制の整備など、更なる不法投棄の削減に向けて、市民と連携しながら取り組む。一般廃棄物処理基本計画については、今後のごみ減量目標を定め、新たな3R施策や施設設備の考え方などを盛り込んだ新たな計画を策定する。また、東日本大震災に伴い発生した災害等廃棄物については、国の処理指針等に基づき、適正に処理していく。 微小粒子状物質や航空機騒音について、新たな測定機器の整備に努めるとともに、県の「悪臭防止法に係る規制基準の変更」に伴う本市における対応策等について検討する。

4. 政策を構成する施策一覧

No.	施策名	施策の達成状況					施策の二次評価		市民の意識	
		施策の指標（上段:総合計画に基づく指標） （下段:その他の指標）	H19:基準	H22	H24:目標	進捗状況			満足度	重要度
1	環境保全行動の推進	家庭版環境ISO（みやエコファミリー）認定家庭数（家庭）（累計）	827	1520	2000	76.0%	総論	環境保全に関する事務事業は、概ね目標を達成しているため、引き続き社会情勢などの動向に対応しながら効果的に事業を推進していく。	37.3%	68.0%
		-	-	-	-	-	重点事業	「もったいない運動の推進」については、市民会議を支援しながら市民や事業者等の認知度や実践行動している割合を上げるよう効果的な意識啓発を進める。また、幼児期からの環境学習は大変有効であることから、取組の優れた園（みやエコ園）の認定を継続する。		
		-	-	-	-	-	見直し事業	「環境基本計画の推進」については、新たに策定された「第2次環境基本計画」に基づき、各分野別計画における環境の項目との整合など環境状況報告書の内容について見直しを行う。		
2	地球温暖化対策の推進	市民1人当たりの温室効果ガス排出量（t-CO2/年）	2.70	2.70	2.25	83.3%	総論	「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げる「地球温暖化対策の推進」に関する目標を達成するため、従来の取組を継続するとともに、交通・産業・農業・緑化などの各分野とも連携した分野横断的な取組を行い、市民への意識啓発に関する施策を更に積極的に実施すること。	26.1%	74.7%
		1事業者当たりの温室効果ガス排出量（t-CO2/年）	145.30	145.30	121.10	83.3%	重点事業	家庭部門において更なるCO2削減を図るため、新エネルギー・省エネルギー施策を更に効果的・効率的に実施できるよう検討すること。また、中長期目標を見据えた「地球温暖化対策実行計画」を策定すること。		
		-	-	-	-	-	見直し事業	震災による影響を考慮し、適宜、市民や事業者にとって必要な情報を発信すること。また、新エネルギー・省エネルギー機器等を導入させる方策について、現在の補助制度以外の方法についても検討すること。		
3	ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3Rの推進）	市民1人1日あたり資源物以外のごみ排出量（g）	935	789	767	97.2%	総論	ごみの減量化・資源化の推進には、市民・事業者の理解と協力が必要なため、さらに意識啓発に取り組むこと。また、さらなる減量化・資源化を図るため、新たな施策を検討するなど、積極的に取り組むこと。	46.1%	79.2%
		-	-	-	-	-	重点事業	平成22年度から実施した新分別により、ごみ排出量は減少し、分別に対する意識は向上しているが、焼却ごみには未だ減量や資源化が可能なものが混入していることから、更なる減量化・資源化を図るために、新分別を徹底し、分別協力度が低い地域などを対象とした自治会講習会の開催のほか、分別による成果や効果をわかりやすく情報提供するいわゆる「見える化」による周知を行うこと。		
		-	-	-	-	-	見直し事業	現在実施している生ごみ処理機普及事業においても、更なるごみの減量化・資源化を図るために、生ごみ処理機利用者を対象としたアフターフォロー事業について、来年度の実施へ向けて、アドバイザーとしての登録要件等の制度を今年度整備していく。		
4	廃棄物の適正処理の推進	不法投棄発生件数（件）	735	558	400	71.7%	総論	今後とも適正処理を推進するため、電力需給対策などを見据え、施設の効果的な修繕・整備工事を計画的に実施するとともに、施設の老朽化等を踏まえ、中長期的な視点に立った施設の効果的、効率的な処理体制を検討する。 また、不法投棄対策については、市民協働の取組により一定の成果を挙げているところであるが、平成21年度に策定した「第2次不法投棄未然防止推進計画」に基づき、更なる未然防止策を推進し、不法投棄の削減に努める。	23.2%	75.4%
		-	-	-	-	-	重点事業	不法投棄発生件数が依然として高い水準にあることから、住民主体による不法投棄監視体制の整備など、更なる不法投棄の削減に向けて市民と連携しながら取り組んでいく。一般廃棄物処理基本計画については、今後のごみ減量目標を定め、新たな3R施策や施設整備の考え方などを盛り込んだ新たな計画を策定するほか、高齢化等を踏まえたごみ収集のあり方について検討していく。また、東日本大震災に伴い発生した災害等廃棄物については、国の処理指針等に基づき、適正に処理していく。		
		-	-	-	-	-	見直し事業	ごみ処理施設（南・北清掃センター）については施設の老朽化が進んでいることから、収集効率、維持管理コスト等の観点から両施設の集約化を見据えた施設整備を行い、効果的・効率的なごみ処理体制を構築していく。 し尿処理施設（東横田清掃工場）については施設の老朽化や搬入量の減少等を踏まえ、下水道施設での一体処理など効果的・効率的な施設整備の検討を進めていく。		
5	良好な生活環境の確保	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合（％）	3.8	3.0	2.7	90.0%	総論	「良好な生活環境の確保」を推進するため、宇都宮市生活環境保全推進計画に基づき国や県との連携を図りながら、環境基本法や大気汚染防止法に基づく環境基準の変更や悪臭防止法に基づく規制基準の変更などの法改正を踏まえ、新たな環境監視及び発生源対策を進める。また、環境基準等の達成状況を踏まえた上で、より効果的・効果的な監視を実施するとともに、計画の横断的な取組である宇都宮市環境協定の維持に努める。	31.7%	81.3%
		-	-	-	-	-	重点事業	微小粒子状物質や航空機騒音について、新たな測定機器の整備に努めるとともに、県の「悪臭防止法に係る規制基準の変更」に伴う本市における対応策等について検討する。さらに、宇都宮市生活環境保全推進計画の横断的な取組である「宇都宮市環境協定」について、自主測定支援や協定に係る取組内容の市民への周知を行い、企業イメージなどの向上を図りながら、締結維持に努める。		
		-	-	-	-	-	見直し事業	法改正等の国・県の動向を踏まえながら効果的・効果的な環境調査のあり方を検討する。		